

オンライン身元確認(eKYC) 金融事例調査報告書

2021.10

1. はじめに
2. 欧州金融機関口座開設事例
3. 国内金融機関口座開設事例
4. まとめ

1. はじめに

オンライン化の進展とともに、これまでは対面の確認が基本であった身元確認（KYC: Know Your Customer）もオンラインで行う方法が模索されている。

JT2A真正性保証TFでは、金融機関の口座開設事例として、欧州では欧州委員会（European Commission）が2019年に公開した各国事例をまとめた報告書を調査、国内では金融庁が犯罪収益移転防止法（犯収法）に関してオンライン身元確認方法を示しており、Webベースで金融機関のオンライン身元確認事例を調査した。

本書は、調査結果から、身元確認の方法や身元確認で利用するオンラインでの本人確認書類（身元を確認するための書類）等を比較・考察した内容を示したものである。

調査した結果が、オンライン身元確認の在り方の検討につながることを期待する。

2. 欧州金融機関口座開設事例

2.1. 調査対象報告書

Report on existing remote on-boarding solutions in the banking sector: Assessment of risks and associated mitigating controls, including interoperability of the remote solutions



European Commission's Expert Sub WG1, Electronic Identification and Remote Know Your Customer processes 2019年12月に発行。

EU各国金融機関の身元確認方法を調査し、整理した報告書

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro_banking_and_finance/documents/report-on-existing-remote-on-boarding-solutions-in-the-banking-sector-december2019_en.pdf

モデル名	節番号
Journey 1: Cross Channel journey (Remote and Face to Face identification)	2.2
Journey 2: Remote on-boarding based on enhanced KYC measures (with or without electronic signature)	2.3
Journey 3: Entirely remote on-boarding using video conference and biometric identification (optional)	2.4
Journey 4: Entirely remote on-boarding supported by selfie and biometric identification	2.5
Journey 5: Entirely remote on-boarding resulting in a trust service delivery	2.6
Journey 6: Entirely remote on-boarding using digital identity	2.7
Journey 7: Remote on-boarding journeys employed by e-merchants using electronic wallet	2.8

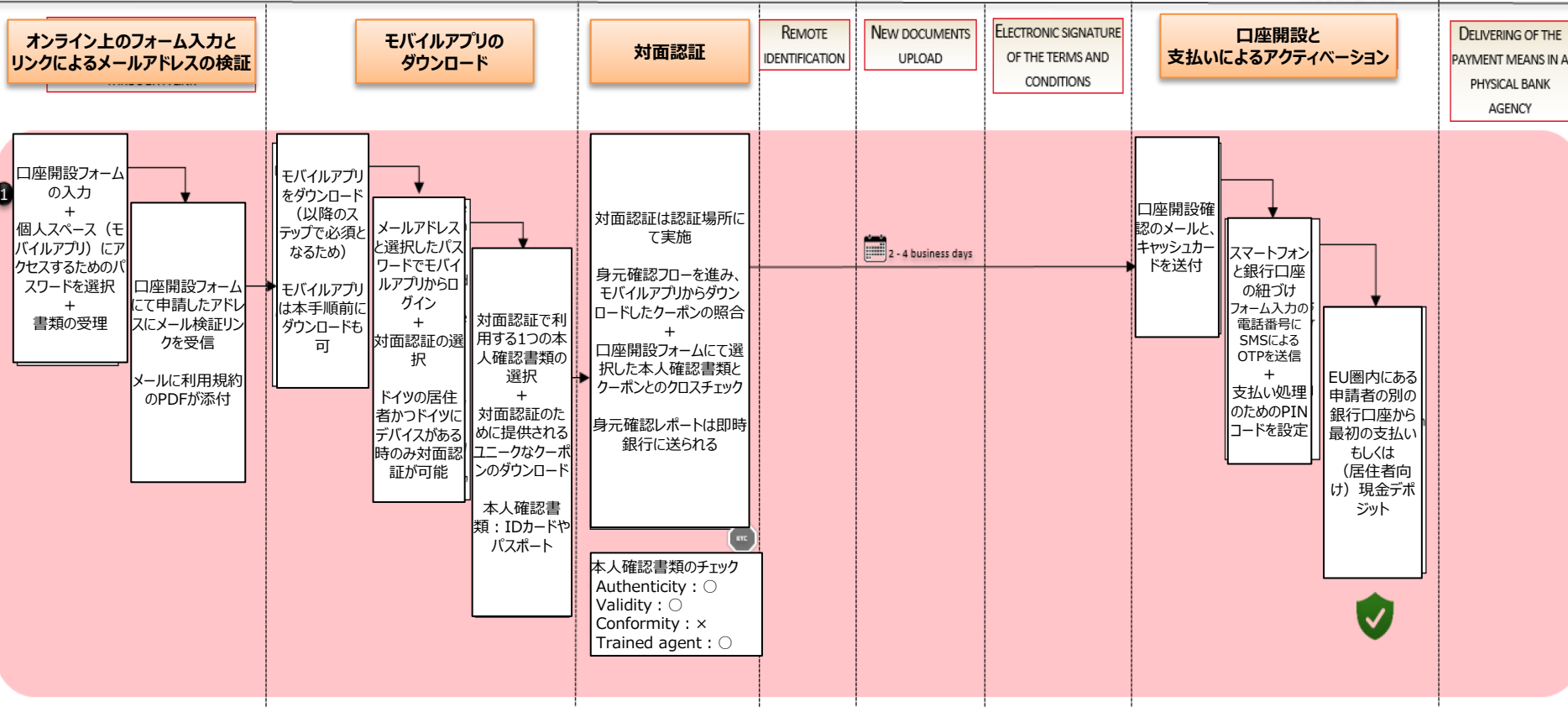
2.2. Journey 1

Cross Channel journey (Remote and Face to Face identification)

- リモートと対面の複合 -

Journey 1 身元確認フロー図

Type 1 : Cross canal journey. Face to face identification



真正性/Authenticity : 構成要素が本物が偽造かをチェックする操作
有効性/Validity : 「認証ソース」に対するステータス検証
適合性/Conformity : 入会フォーム (申込書) で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
訓練エージェント/Trained agent : 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	政府が発行した書類 例) IDカード、パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	－ ※ 対面認証のため、画像送信は不要

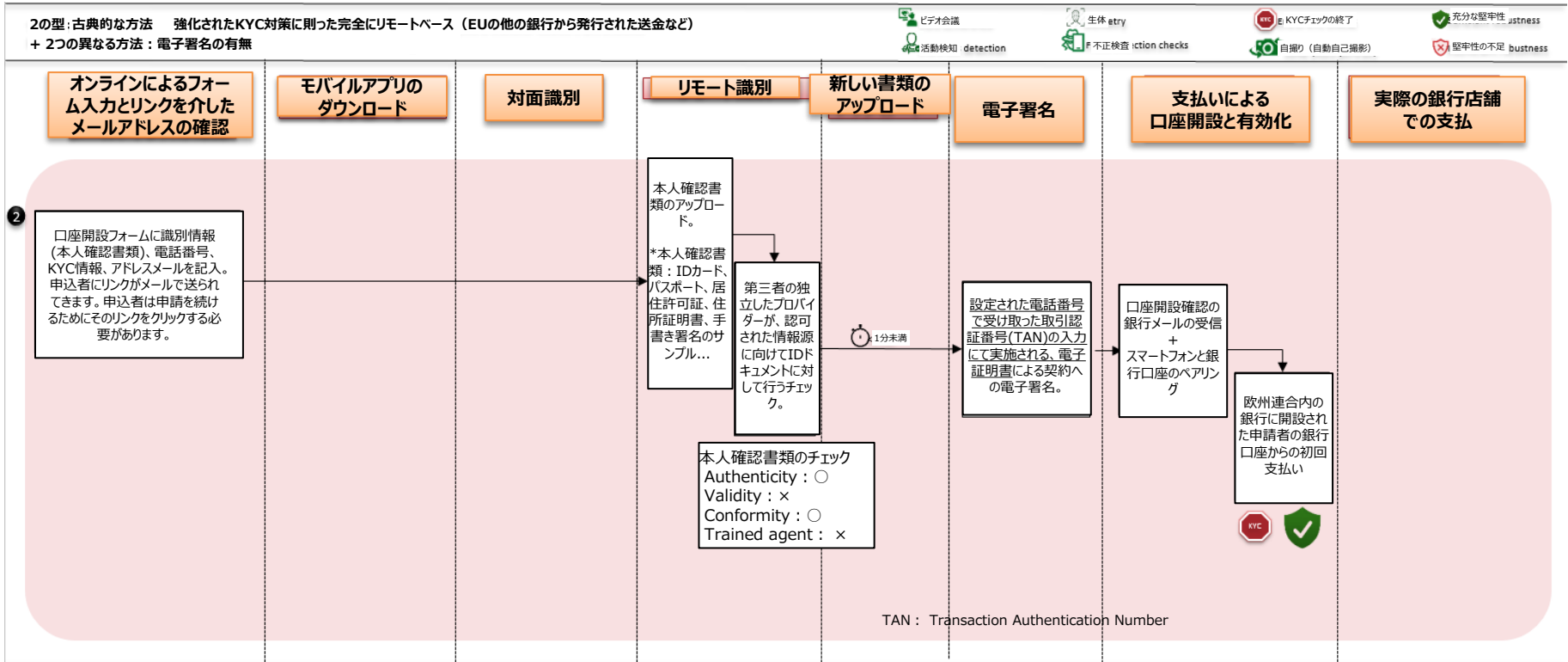
条件		内容
本人確認書類の確認主体		<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか 金融機関の訓練済みのスタッフ 指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
身元確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 提示書類を特殊なスキャナを用いて真正性を確認 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 光学的及びセキュリティ機能をチェック。ICカードチップの読み取りを実施するケースもある。 提示書類を認証ソフトウェアにより本物かどうかを確認 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府のレジストリや信頼できるデータベースにアクセスし、紛失、盗難、有効期限切れ等のステータスをチェック。 本人確認書類の写真と本人の比較 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ICカードチップ内の写真にてチェックするケースもある。
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードを申請者の住所に送付
	他特定事業者による確認	<ul style="list-style-type: none"> EU圏内の本人の別銀行口座から入金
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に入力したメールアドレスに返送されたURLにて申請用アプリをダウンロードさせることでメールアドレスを確認 申請時のメールアドレスとパスワードで、モバイルアプリにログイン 申請時にモバイルアプリにダウンロードしたクーポンの照合

2.3. Journey 2

Remote on-boarding based on enhanced KYC measures (with or without electronic signature)

- 確認手段の拡充によるリモート -

Journey 2 身元確認フロー図



真正性/Authenticity : 構成要素が本物が偽造かをチェックする操作
有効性/Validity : 「認証ソース」に対するステータス検証
適合性/Conformity : 入会フォーム (申込書) で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
訓練エージェント/Trained agent : 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類（明記はされていないが、文脈から判断）
条件	以下のいずれか • IDカード • パスポート • 居住許可証 • 住所証明書等
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ ブラウザベースのアプリかモバイルアプリかは不明

条件	内容
本人確認書類の確認主体	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none">金融機関の訓練済みのスタッフ指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
身元確認方法	<ul style="list-style-type: none">本人確認書類の機械可読領域の真正性を確認<ul style="list-style-type: none">➤ 政府等のデータベースにアクセスし、有効性を含め確認するケースもある。
申請者の属性確認方法	住所 <ul style="list-style-type: none">申請者の連絡先情報（住所、電話番号、電子メール）は必要に応じて確認<ul style="list-style-type: none">➤ 電子メールの確認やスマートフォンと銀行口座のペアリングで確認されるケースがある。
	他特定事業者による確認 <ul style="list-style-type: none">EU圏内の本人の別銀行口座から入金
	その他 <ul style="list-style-type: none">申請時に入力したメールアドレスで返送されたリンクをクリックさせることでメールアドレスを確認契約に付与した署名に対する電子証明書の確認設定された電話番号で受け取った取引認証番号の入力

2.4. Journey 3

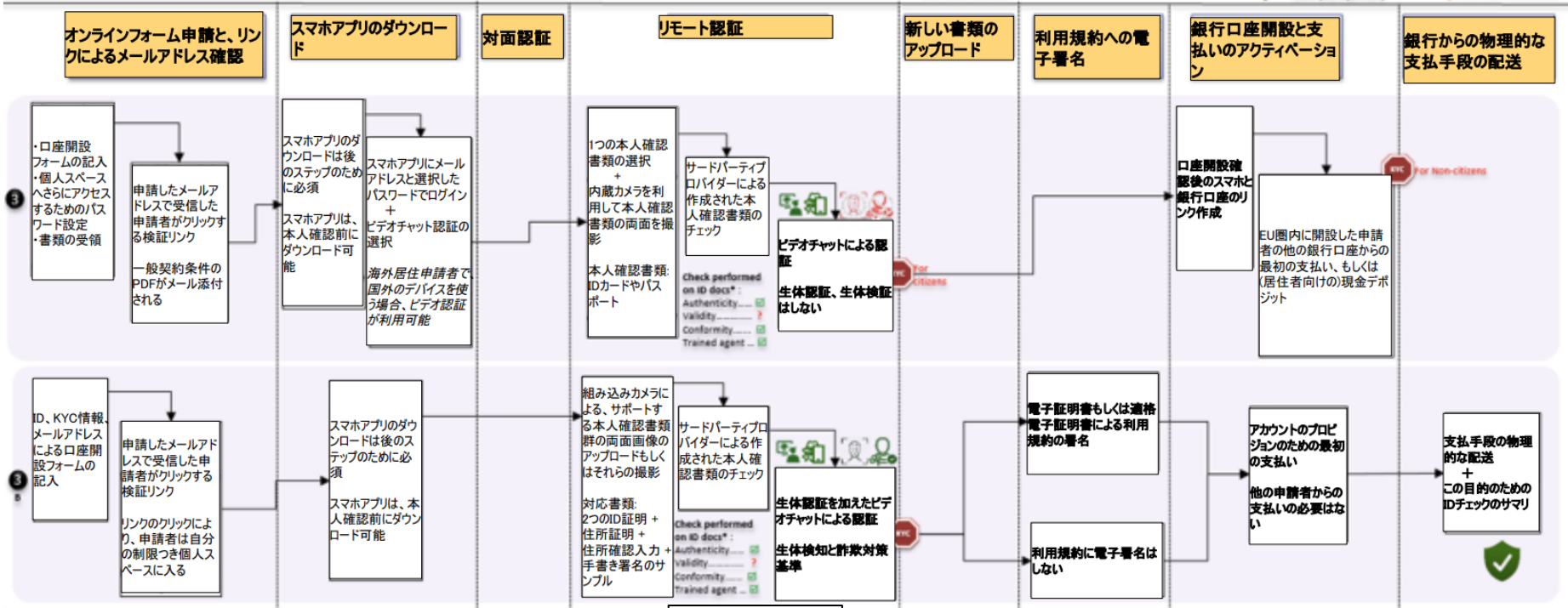
Entirely remote on-boarding using
video conference and biometric
identification (optional)

- ビデオ会議と生体確認による完全リモート -

Journey 3/3B 身元確認フロー図

方式3: ビデオチャットを使った完全リモート本人確認
 方式3B: 生体認証と電子署名を加えた、ビデオチャットを使った完全リモート本人確認

Video conference
 Liveness detection
 Biometry
 Fraud detection checks
 End of KYC checks
 Selfie (Auto-portrait)
 Sufficient robustness
 Insufficient robustness



本人確認書類のチェック
 Authenticity : ○
 Validity : ×
 Conformity : ○
 Trained agent : ○

真正性/Authenticity : 構成要素が本物が偽造かをチェックする操作
 有効性/Validity : 「認証ソース」に対するステータス検証
 適合性/Conformity : 入会フォーム (申込書) で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
 訓練エージェント/Trained agent : 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	以下のいずれか • IDカード • パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ モバイルアプリ

条件		内容
本人確認書類の確認主体		以下のいずれか <ul style="list-style-type: none">金融機関の訓練済みのスタッフ指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
身元確認方法		<ul style="list-style-type: none">本人確認書類はテレビ電話（Video conference）にて、両面、異なる角度で撮影したり、ホログラム等をチェック
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none">キャッシュ/クレジットカードを申請者の居住住所に郵送
	他特定事業者による確認	<ul style="list-style-type: none">EU圏内の本人の別銀行口座から入金
	その他	<ul style="list-style-type: none">口座開設時の申請で入力したメールアドレスで返送されたURLにて申請用アプリをダウンロードさせることでメールアドレスを確認申請時のメールアドレスとパスワードで、モバイルアプリにログイン

本人確認書類の条件	内容
必要数	3種類
条件	本人確認書類（2種）、住所証明書 ※ 本人確認書類の内容は不明
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ モバイルアプリ

条件		内容
本人確認書類の確認主体		以下のいずれか <ul style="list-style-type: none">金融機関の訓練済みのスタッフ指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
身元確認方法		<ul style="list-style-type: none">本人確認書類はテレビ電話（Video conference）にて、両面、異なる角度で撮影したり、ホログラム等をチェック顔画像の動画から、生体認証を実施
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none">キャッシュ/クレジットカードを申請者の居住住所に郵送
	他特定事業者による確認	—
	その他	<ul style="list-style-type: none">電子証明書もしくは適格証明書による契約に対する電子署名の確認口座開設時の申請で入力したメールアドレスで返送されたURLにて申請用アプリをダウンロードさせることでメールアドレスを確認

2.5. Journey 4

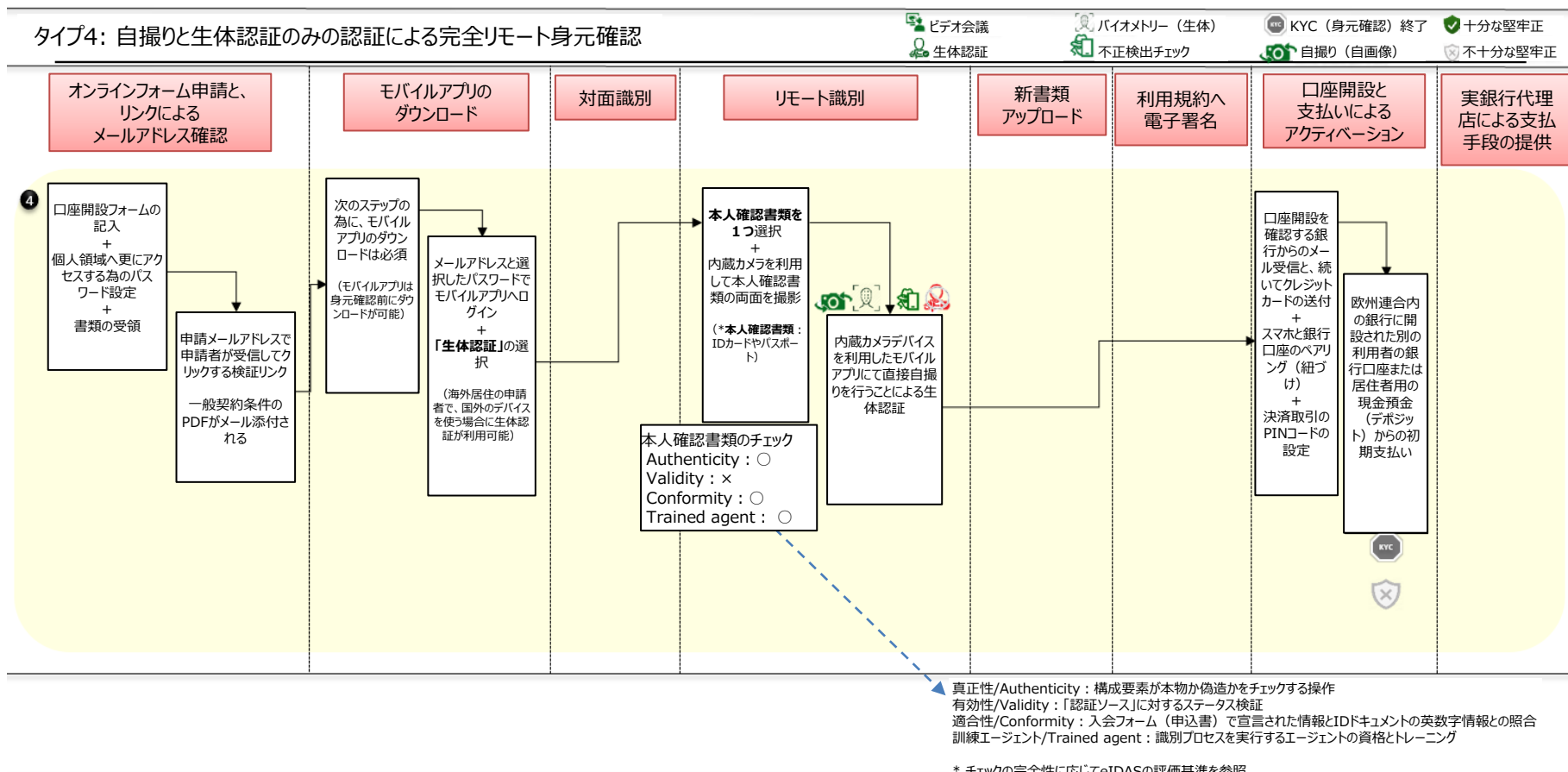
Entirely remote on-boarding supported by selfie and biometric identification

- 自撮りと生体確認による完全リモート -

Journey 4 身元確認フロー図

【調査対象国】

- Journey 4 : ルクセンブルク



Journey 4 : 本人確認書類

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	以下のいずれか • IDカード • パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ モバイルアプリ

条件		内容
本人確認書類の確認者		<ul style="list-style-type: none">• 人を介さず、自動
身元確認方法		<ul style="list-style-type: none">• 本人確認書類は写真付きの身分証明書を内蔵カメラを利用して撮影（様々な角度での撮影は不要）• 内蔵カメラを利用して撮影した顔画像と、本人確認書類の写真を比較することで生体認証を実施
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none">• キャッシュ/クレジットカードを申請者の居住住所に郵送
	他特定事業者による確認	<ul style="list-style-type: none">• EU圏内の本人の別銀行口座から入金
	その他	<ul style="list-style-type: none">• 口座開設時の申請で入力したメールアドレスで返送されたURLにて申請用アプリをダウンロードさせることでメールアドレスを確認• 申請時のメールアドレスとパスワードで、申請用アプリにログイン

2.6. Journey 5

**Entirely remote on-boarding resulting
in a trust service delivery**

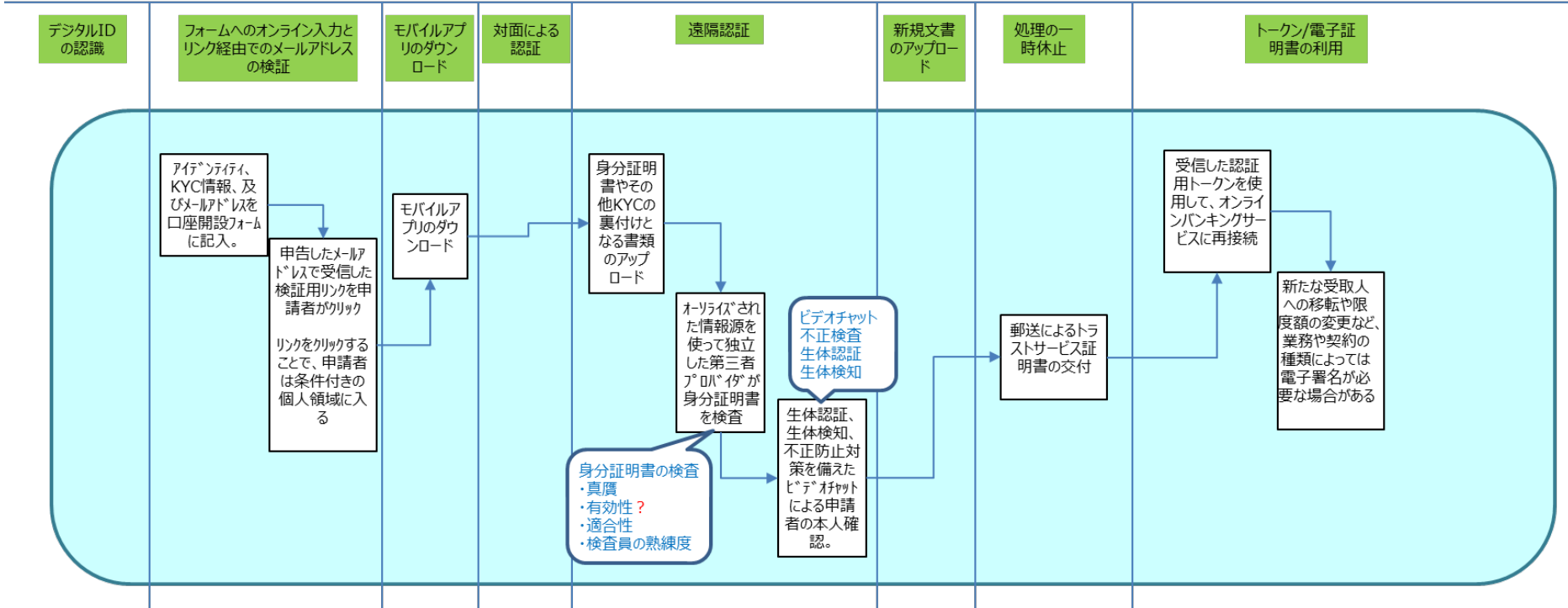
- トラストサービスによる完全リモート -

Journey 5 身元確認フロー図

【調査対象国】

- Journey 5 : ルクセンブルク

タイプ5 : 完全リモートで同一セッションでトラストサービス証明書の配信を可能とする (ルクセンブルク LuxTrust社)



真正性/Authenticity : 構成要素が本物か偽造かをチェックする操作
 有効性/Validity : 「認証ソース」に対するステータス検証
 適合性/Conformity : 入会フォーム (申込書) で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
 訓練エージェント/Trained agent : 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	不明
条件	身分証明書とKYC情報の記載があるが、詳細は不明
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ モバイルアプリ

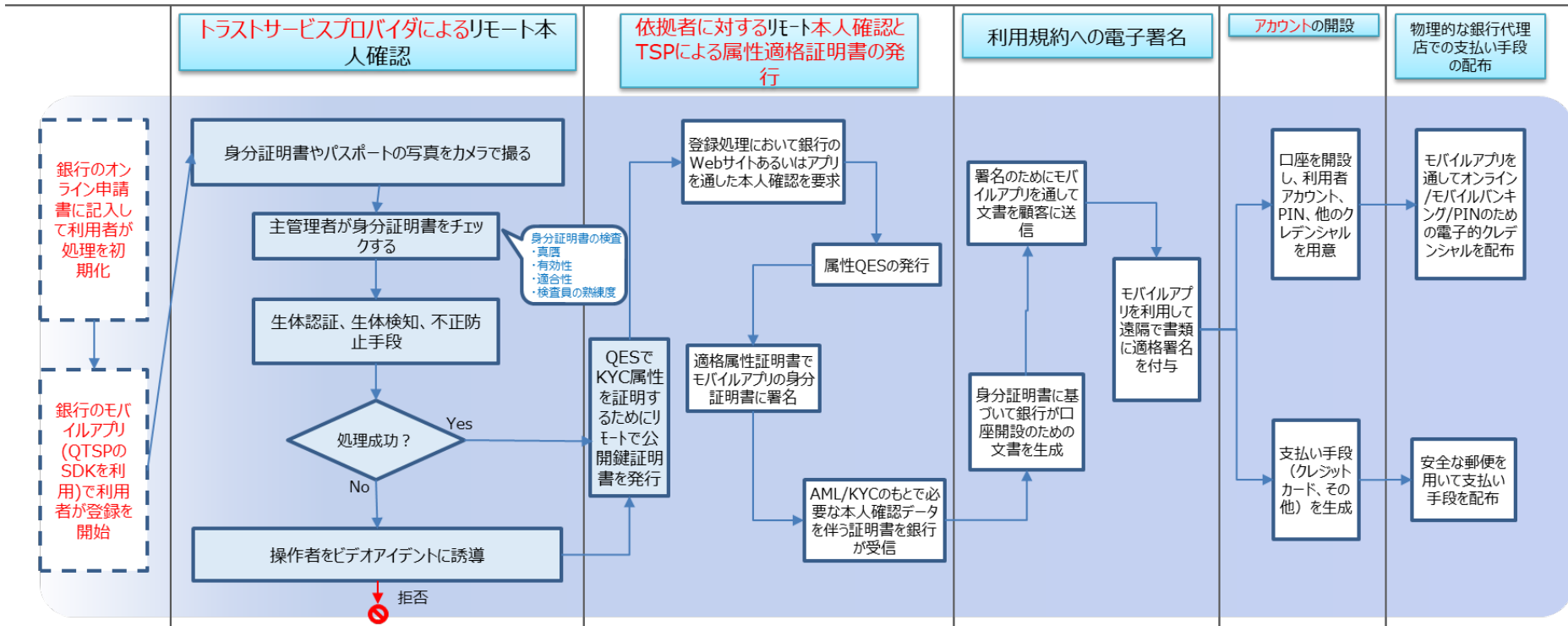
条件		内容
本人確認書類の確認者		以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の訓練済みのスタッフ 指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
身元確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類はテレビ電話（Video conference）にて、両面、異なる角度で撮影したり、ホログラム等をチェック 内蔵カメラを利用した顔画像のビデオ撮影にて、生体認証を実施
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none"> トラストサービス証明書、認証トークンを申請者の住所に郵送
	他特定事業者による確認	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 認証トークンを使用して、銀行のウェブサイトログインし、電子契約書等に電子署名を付与（トラストサービス証明書を検証）

Journey 5B 身元確認フロー図

【調査対象国】

- Journey 5B : ブルガリア

タイプ5B : リモート署名のためにスマートデバイスやスマートフォンを介してトラストサービスを利用する完全リモートオンボーディング (ブルガリア)



真正性/Authenticity : 構成要素が本物か偽造かをチェックする操作
 有効性/Validity : 「認証ソース」に対するステータス検証
 適合性/Conformity : 入会フォーム (申込書) で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
 訓練エージェント/Trained agent : 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	以下のいずれか • IDカード • パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	○ ※ モバイルアプリ

条件		内容
本人確認書類の確認者		<ul style="list-style-type: none"> 第三者のトラストサービスプロバイダーの訓練済みのスタッフ
本人確認書類の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類を撮影し、真正性を確認。 内蔵カメラを利用した顔画像のビデオ撮影にて、生体認証を実施 生体認証に失敗した場合は内蔵カメラを利用してビデオ撮影 (Video conference) にてチェック
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュ/クレジットカードを申請者の居住住所に郵送¹
	他特定事業者による確認	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 身元確認完了後、リアルタイムに属性適格証明書を発行され、アプリ内の身分証明データを署名 利用規約に対し、適格証明書を使用し、適格署名をリモートで生成 オンラインバンキング用のクレデンシャルをモバイルアプリを通じ配布²

1：カードを送付する場合

2：オンラインバンキングの場合

2.7. Journey 6

Entirely remote on-boarding using digital identity

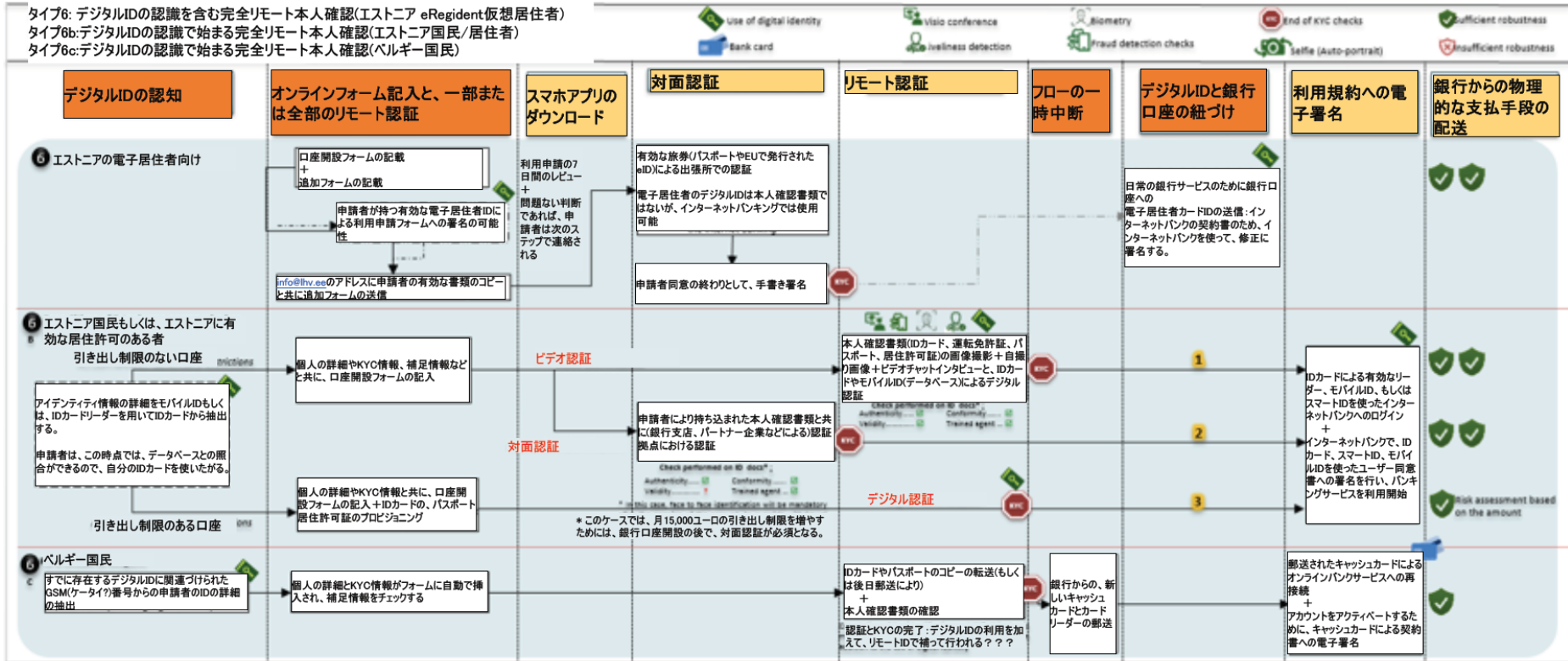
- デジタルIDによる完全リモート -

Journey 6/6B/6C 身元確認フロー図

【調査対象国】

- Journey 6/6B : エストニア
- Journey 6C : ベルギー

タイプ6: デジタルIDの認識を含む完全リモート本人確認(エストニア eResident仮想居住者)
 タイプ6b: デジタルIDの認識で始まる完全リモート本人確認(エストニア国民/居住者)
 タイプ6c: デジタルIDの認識で始まる完全リモート本人確認(ベルギー国民)



真正性/Authenticity: 構成要素が本物か偽造かをチェックする操作
 有効性/Validity: 「認証ソース」に対するステータス検証
 適合性/Conformity: 入会フォーム(申込書)で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
 訓練エージェント/Trained agent: 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	以下のいずれか • IDカード • パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	－ ※ 対面認証のため、画像送信は不要

条件		内容
本人確認書類の確認者		• 出張所の訓練済みのスタッフ
本人確認書類の確認方法		• 本人確認書類の写真と本人の比較
申請者の属性確認方法	住所	—
	他特定事業者による確認	—
	その他	• 対面認証完了後、申請同意のための手書き署名を実施 • e-ResidencyカードIDと銀行口座の紐づけ

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類 or 2種類
条件	eIDカード（IDカード、Mobile ID）と、以下のいずれか ・ IDカード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 居住許可証
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	【ビデオ認証の場合】 ○ ※ ブラウザベースのアプリかモバイルアプリかは不明 【対面認証の場合】 － ※ 対面認証のため、画像送信は不要

条件		内容
本人確認書類の確認者		<p>【引き出しが15000ユーロ/月まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人を介さず、自動 <p>【引き出しが15000ユーロ/月以上】</p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の訓練済みのスタッフ 指定された第三者のプロバイダーの訓練済みのスタッフ
本人確認書類の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> eIDカードからID情報を収集し、中央データベース/失効リストを使い、検証を実施 <p>【引き出しが15000ユーロ/月以上】</p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の撮影画像と自撮り画像、ビデオチャット（video chat）による確認と、eIDカードによる認証 申請者より持ち込まれる本人確認書類による対面認証
申請者の属性確認方法	住所	—
	他特定事業者による確認	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> eIDカードを使い、インターネットバンキングへのログインを行い、ユーザ同意書への電子署名を実施

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類 or 2種類
条件	eIDカードと、以下のいずれか • IDカード • パスポート
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	- or × ※ 送信方法については記述無し ※ 本人確認書類の送付は郵送でも可

条件		内容
本人確認書類の確認者		<ul style="list-style-type: none">明記されていない（恐らく、金融機関の訓練済みのスタッフ）
本人確認書類の確認方法		<ul style="list-style-type: none">既存のeIDに紐づけられたGSM番号から抽出した申請者のID情報を自動的に確認送信されたIDカードやパスポートのコピーと上記ID情報とを確認
申請者の属性確認方法	住所	<ul style="list-style-type: none">キャッシュカードを申請者の居住住所に郵送
	他特定事業者による確認	—
	その他	<ul style="list-style-type: none">キャッシュカードを使用しインターネットバンキングへログインし、キャッシュカードによる契約書への署名

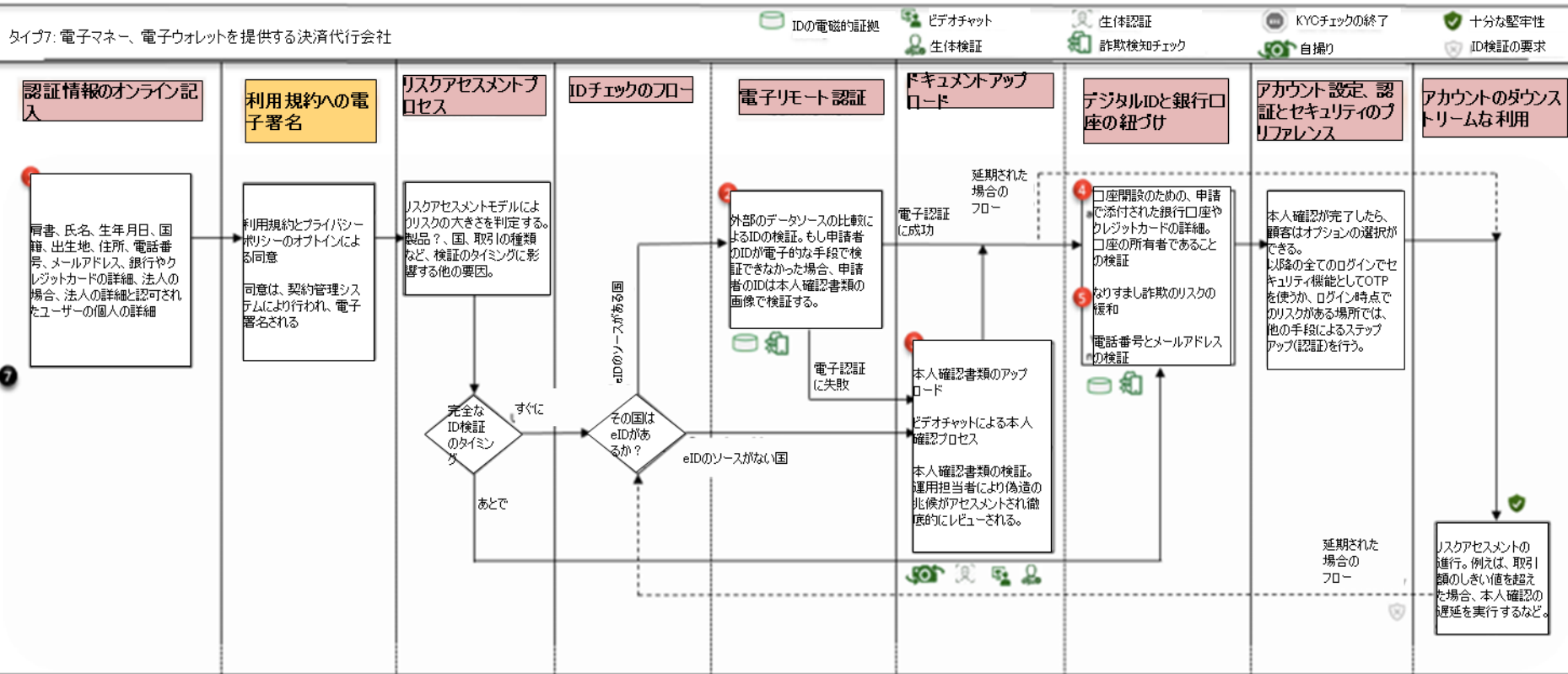
2.8. Journey 7

Remote on-boarding journeys
employed by e-merchants using
electronic wallet

- 電子ウォレットを使う業者による完全リモート -

Journey 7 身元確認フロー図

タイプ7: 電子マネー、電子ウォレットを提供する決済代行会社



真正性/Authenticity: 構成要素が本物が偽造かをチェックする操作
 有効性/Validity: 「認証ソース」に対するステータス検証
 適合性/Conformity: 入会フォーム(申込書)で宣言された情報とIDドキュメントの英数字情報との照合
 訓練エージェント/Trained agent: 識別プロセスを実行するエージェントの資格とトレーニング

* チェックの完全性に応じてeIDASの評価基準を参照

本人確認書類の条件	内容
必要数	1種類
条件	以下のいずれか • eIDカード • 身分証明書（具体例は明記されていない）
事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信	【eIDカードがある場合】 － ※ 送信せず 【eIDカードがない場合、または上記検証が失敗した場合】 ○ ※ ブラウザベースのアプリかモバイルアプリかは不明

条件		内容
本人確認書類の確認者		<p>【eIDカードがある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人を介さず、自動 <p>【eIDカードがない場合、または上記検証が失敗した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の訓練済みのスタッフ
本人確認書類の確認方法		<p>【eIDカードがある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部データソース（信用調査機関や、行政/民間が持つ情報等）の比較によるIDの検証 <p>【eIDカードがない場合、または上記検証が失敗した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ビデオチャットによる本人確認書類の確認
申請者の属性確認方法	住所	—
	他特定事業者による確認	—
	その他	<p>電子マネー、電子ウォレット等の資金調達手段が以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> マイクロデポジットの利用（銀行の場合） EMV 3Dセキュア等の本人認証サービスの利用（カードの場合） PSD2のアカウント情報サービスプロバイダの利用 <p>以下はオプション</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座開設時の申請で入力したメールアドレスや電話による確認

2.9. 欧州事例 まとめ

比較しやすいよう、観点ごとに各モデルを一覧化した。

まず、モデルの概要(表2A)をまとめ、次に本人確認書類とその確認方法(表2B)、さらに属性など追加の確認(表2C)についてまとめた。

Journey 1,6は対面認証を含み、純粹なオンラインではないが、申請等がオンラインであることからEU調査の対象になっていると考えられる。

最後に、確認フローを一覧(表2D)にまとめ、考察を述べた。

各モデルの概要比較(表2A)

Journey	モデル名	概要等
1	リモートと対面の複合 Cross Channel journey (Remote and Face to Face identification)	口座開設の手続きはオンラインで行うが、身元確認は対面認証にて実施。追加確認はEU圏内の本人の別銀行口座からの入金。
2	確認手段の拡充によるリモート Remote on-boarding based on enhanced KYC measures (with or without electronic signature)	口座開設に必要な情報と、本人確認書類の送付はオンライン。本人確認書類の審査はスタッフが実施。追加確認は審査合格後、申請者は送付されるTANへの電子署名を実施し、返送と、EU圏内の本人の別銀行口座からの入金。
3	ビデオ会議と生体確認による完全リモート Entirely remote on-boarding using video conference and biometric identification (optional)	本人確認書類はビデオ会議で、スタッフがチェック。追加確認は顔画像のビデオ撮影での生体認証もしくはEU圏内の本人の別銀行口座からの入金。
4	自撮りと生体確認による完全リモート Entirely remote on-boarding supported by selfie and biometric identification	オンラインで送付した本人確認書類及び顔画像のチェックは人を介さず装置が実施。追加確認はEU圏内の本人の別銀行口座からの入金。
5	トラストサービスによる完全リモート Entirely remote on-boarding resulting in a trust service delivery	本人確認書類はビデオ会議で、スタッフがチェックと、顔画像のビデオ撮影での生体認証。追加確認はTSP発行のクレデンシャルにより契約書等に付与した電子署名。
6	デジタルIDによる完全リモート Entirely remote on-boarding using digital identity	eIDカードから抽出したID情報にて、データベースを使い検証を実施。追加確認で本人確認書類が必要。申請口座の引き出し限度額の条件により、顔写真等の生体情報は不要。
7	電子ウォレットを使う業者による完全リモート Remote on-boarding journeys employed by e-merchants using electronic wallet	eIDカードから抽出したID情報にて、データベースを使い検証を実施。追加確認は第三者サービスを利用（マイクロデポジットや、PSD2のアカウント情報サービス等）。

各モデルの本人確認書類とその確認方法(表2B) JT2A

Jo.	本人確認書類	確認手段※	本人顔画像/動画	写真付き本人確認書類の画像	本人確認書類の特徴(厚み等)	身元確認方法
1	政府が発行した書類 例) IDカード、パスポート	対面		○ 対面時に提示		スタッフが特殊なスキャナやソフトウェアにより本人確認書類の真正性を確認し、対面で本人確認書類の写真と比較。
2	以下のいずれか IDカード、パスポート、居住許可証、住所証明書等	画像データのみ		○		本人確認書類の機械可読領域の真正性を確認。
3	以下のいずれか IDカード、パスポート	テレビ電話	○ 目視	○	○	スタッフがテレビ電話にて、本人確認書類の両面、異なる角度、ホログラムを確認。
3B	本人確認書類(2種)、住所証明書 ※ 本人確認書類の内容は不明	テレビ電話	○ 生体認証	○	○	スタッフが本人確認書類はテレビ電話にて、両面、異なる角度、ホログラムを確認。顔画像動画から生体認証を実施。キャッシュカードを申請者住所に送付。
4	以下のいずれか IDカード、パスポート	画像データのみ	○ 生体認証	○		申請者のカメラで撮影した本人確認書類の写真と、撮影した顔画像を装置にて生体認証を実施。
5	不明 ※身分証明書とKYC情報の記載があるが、詳細は不明	テレビ電話	○ 目視	○	○	スタッフがテレビ電話にて、本人確認書類の両面、異なる角度、ホログラムを確認。
5B	以下のいずれか IDカード、パスポート	テレビ電話	○ 生体認証	○		本人確認書類の写真と撮影した顔画像を装置にて生体認証を実施。生体認証に失敗した場合は、スタッフがテレビ電話にて確認。
6	以下のいずれか IDカード、パスポート	対面		○ 対面時に提示		スタッフが本人確認書類の真正性を確認し、対面で本人確認書類の写真と比較。
6B	eIDカード(IDカード、Mobile ID)と、 以下のいずれか IDカード、運転免許証、パスポート、 居住許可証	eID,ビデオチャット,対面	○ ¹ 目視	○ ¹	○ ¹	eIDカードからID情報を収集し、中央データベースや失効リストを使い、検証を実施。
6C	eIDカードと、以下のいずれか IDカード、パスポート	eID		○		eIDに紐づけられたGSM番号から抽出した申請者のID情報を自動的に確認。
7	以下のいずれか eIDカード、身分証明書(具体例は明記されていない)	eID,ビデオチャット	○ ⁴ 目視	○ ⁴		eIDカードがある場合はeIDを外部データソースを使い確認、eIDの検証失敗もしくはeIDカードではない場合は、スタッフが、ビデオチャットによる本人確認書類を確認。

※ 本人顔画像/動画、本人確認書類の画像/特徴等の確認手段

その他、凡例は次ページで説明

各モデルの追加確認方法(表2C)

Journey	追加の身元確認方法	他の特定事業者が顧客を確認 ³	ICチップ内の情報を送信	郵送による確認	電子署名	手書き署名	デジタルID (eID)
1	EU圏内の別口座からの入金の確認と、キャッシュカードを申請者住所に送付。	○		○			
2	EU圏内の別口座からの入金、契約に対する電子署名または手書き書名を確認。必要に応じて連絡先情報（住所等）を確認。	○			○		
3	EU圏内の別口座からの入金の確認と、キャッシュカードを申請者住所に送付。	○		○			
3B	キャッシュカードを申請者住所に送付。			○			
4	EU圏内の別口座からの入金の確認と、キャッシュカードを申請者住所に送付。	○					
5	金融機関が申請者住所に送付した認証トークンを受領後、申請者が認証トークンを使用して、金融機関のウェブサイトへログインし、契約に対して付与された電子署名を確認。			○	○		
5B	利用規約に対して付与された電子署名の確認と、キャッシュカードが必要であれば、申請者住所に送付。	○		○ ²	○		
6	対面認証完了後、申請同意のための手書き署名を実施。					○	
6B	eIDカードを使用して、インターネットバンキングへログインと、同意書に対して付与された電子署名の確認。引き出しが15000ユーロ/月以上かつオンラインの場合は、追加でスタッフがビデオチャットによる本人確認書類の写真と、撮影した顔画像と本人の確認とeIDカードによる認証、対面の場合は、本人確認書類の確認を含めた、写真との比較。	○	○		○		○
6C	後日郵送されるIDカードやパスポートのコピーを確認。キャッシュカードを申請者住所に送付し、インターネットバンキングへログインと契約書への署名の確認。	○	○	○	○		○
7	口座開設する電子マネーの資金調達手段により、適した第三者サービス（マイクロデポジットや本人認証サービス等）を利用。	○	○				○

1：引き出しが15000ユーロ/月以上の場合のみ

2：オンラインバンキングではなく、キャッシュカードが必要な場合

3：EU圏内の別口座からの入金の確認、eIDの外部データソースでの確認を含む

4：eIDの場合は不要

○：報告書に記載あり、空白：報告書に記載なし

各モデルの確認フローのまとめ(表2D)

Journey	モデル名	デジタルIDの認知	オンラインによるフォーム入力とリンクを介したメールアドレスの確認	モバイルアプリのダウンロード	対面識別	リモート識別	新しい書類のアップロード	電子署名	郵送	支払いによる口座開設と有効化	実際の銀行店舗での支払
1	リモートと対面の複合		○	○	○				○	○	
2	確認手段の拡充によるリモート		○			○		○		○	
3	ビデオ会議と生体確認(オプション)による完全リモート		○	○		○			○	○	
3B			○	○		○		○	○	○	○
4	自撮りと生体確認による完全リモート		○	○		○			○	○	
5	トラストサービスによる完全リモート		○	○		○		○	○		
5B				○		○		○	○ ¹	○	○
6			○		○						
6B	デジタルIDによる完全リモート	○	○		○	○		○			
6C		○	○			○		○	○		
7	電子ウォレットを使う業者による完全リモート	△	○			○	○	○		○	○

1 : カードを申請者へ送付する場合

2 : オンラインバンキングの場合

- ◆ 本人確認書類の提出
本人確認書類の提出はほぼ全てのJourneyにて求められている。例外は、Journey 6B、7で6Bは少額口座、7はeIDによる検証の場合のみ。
- ◆ 本人顔画像/動画の有無
本人顔画像/動画の送付が身元確認プロセスにないケース（対面を除く、Journey 1,6C）では、契約書や利用規約に対する電子署名が求められている。
これは電子署名の付与で使用するクレデンシャル発行時に、厳密な身元確認が行われているという背景があると推測する。
- ◆ 本人の確認手段
本人の確認手段がスタッフによる目視確認、生体認証の違いにより、その他の必要となる確認項目の違いはなかった。
- ◆ 他の特定事業者の確認
他の特定事業者が顧客を確認していないJourneyは、全て郵送による確認を実施している。郵送も他の事業者による確認とみなせるので、全てのJourneyでは他の事業者による確認が求められると言える。

3. 国内金融機関口座開設事例

調査方法：Web調査

調査期間：2021/2/8-2021/2/17

- 「口座開設 オンライン」等で検索し、国内金融機関を無作為に抽出
- 申請書や本人確認書類を郵送で送付する方法は除外

調査結果

- 犯罪収益移転防止法に記載のオンライン身元確認方法のうち、調査範囲内で金融機関が採用している方法は以下の通り。
 - 6条1項1号ホ
 - 6条1項1号ト
 - 6条1項1号チ

3.1. 犯罪収益移転防止法 オンライン完結の身元確認

分類	条項	身元確認方法
オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加 ⇒まとめ図	第6条1項1号ホ	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報の送信を受ける方法
	第6条1項1号ヘ	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法
	第6条1項1号ト	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報の送信を受け、又は読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類に組み込まれ半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、下記に掲げる行為※のいずれかを行う方法
法人の本人特定事項の確認方法の追加	第6条1項3号ロ・ハ	顧客等から、法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、一般社団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの送信を受けたり、国税庁が運営する法人番号公表サイトでされている登記情報を確認する方法
非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正	第6条1項1号チ	非対面取引において、下記に掲げる行為※のいずれか処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法
	第6条1項1号リ	非対面取引において、下記に掲げる行為※のいずれかの処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便物等を送付する方法
	第6条1項1号ヌ	非対面取引において、下記の取引を行う際に本人確認書類の写し1枚の送付を受けるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便等を送付する方法
	第6条1項1号ル	本人限定受取郵便等を送付し、受取りの際に顧客等から写真付き本人確認書類の提示等を受ける方法

※ 「下記に掲げる行為」は各条項にて複数行為が示されている。具体的な行為は「以下、詳細手順」にて示す。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html> より

1. 改正の概要

(1) オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

自然人の本人特定事項の確認方法に、以下の方法が追加されます。

① 顧客から写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像の送信を受ける方法（6条1項1号ホ）

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可

② 顧客から写真付き本人確認書類のICチップ情報と本人の容貌の画像の送信を受ける方法（6条1項1号ハ）

③ 顧客から一枚に限り発行される本人確認書類の画像又はICチップ情報の送信を受けるとともに、銀行等の預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に当該顧客の本人特定事項を確認済であることを確認する方法（6条1項1号ト（1））

④ 顧客から一枚に限り発行される本人確認書類の画像又はICチップ情報の送信を受けるとともに、当該顧客の預貯金口座（銀行等において本人特定事項を確認済であるもの）に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載されたインターネットバンキング画面の画像等の送付を受ける方法（6条1項1号ト（2））

※ 各方法で使用できる書類の種類や留意事項等、詳細な要件については、条文及びパブリックコメント結果を御参照下さい。

(2) 非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正

なりすましによる不正事例を防止するため、[顧客から本人確認書類の送付を受け顧客宛に書留郵便物等により転送不要郵便等として送付する確認方法に関する改正](#)や、本人限定受取郵便に用いることのできる本人確認書類（顔写真付きのものに限られる）に関する改正が行われます。（6条1項1号チ〜ル）

(3) 法人の本人特定事項の確認方法の追加

顧客から法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたり、国税庁法人番号サイトで公表されている情報を確認する方法が追加されます。（6条1項3号ロ、ハ）

※ 一部の場合を除き、本店等に書留郵便等により転送不要郵便物等を送付する必要があります。

(4) 法令の規定に基づき、顧客財産の分別管理を目的とする信託取引を、簡素な顧客管理が許容される取引に追加（4条1項1号）

その他、所要の改正を行う。

[「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html>

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

1. 本人確認書類の画像 + 本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。

事業者



2. ICチップ[®]情報 + 顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号ハ)



本人確認書類のICチップ[®]情報送信 + 本人の容貌の画像送信

事業者



3. 銀行等への照会 (6条1項1号ト(1))



本人確認書類の画像又はICチップ[®]情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会

事業者



4. 顧客名義口座への少額振込 (6条1項1号ト(2))



本人確認書類の画像又はICチップ[®]情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信

事業者



顧客から本人確認書類の送付を受け、顧客宛に書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する確認方法に関する改正
(犯収法施行規則6条1項1号チ、リ)

現行

本人確認書類(種類限定なし)又はその写しの送付を受ける



以下のいずれか(詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。)

1. 本人確認書類の原本 (ex. 住民票の写し(注1)、印鑑登録証明書)の送付を受ける
2. ICチップ付本人確認書類から読み取ったICチップ情報の送信を受ける
3. 本人確認書類の画像情報(注2)の送信を受ける
4. 本人確認書類(注3)の写し2種類の送付を受ける
5. 本人確認書類の写し+補完書類(注4)(同居者のものも可(注4))の原本又は写しの送付を受ける

令和2年4月以後



住居宛に書留郵便等により
転送不要郵便物等として送付

(注1)市役所等から取得した「住民票の写しの原本」。「住民票の写しのコピー」ではない。

(注2)本人確認書類は一を限り発行されるもの。画像情報は厚み等が確認できる必要。画像の送信は、特定事業者が提供するソフトウェアを用いる必要。

(注3)現在の住居記載のあるもの。

(注4)本人確認書類に現在の住居記載がない場合、補完書類は2種類必要(うち1種類は同居者のものは不可)。

(注5)一部の法人の被用者の給与等振込みのために用いる銀行口座開設、個人番号の提供を受けている場合における証券口座開設については、令和2年4月以後も、従前通りの方法が引き続き可能(犯収法施行規則6条1項1号ヌ)。

以下、詳細手順

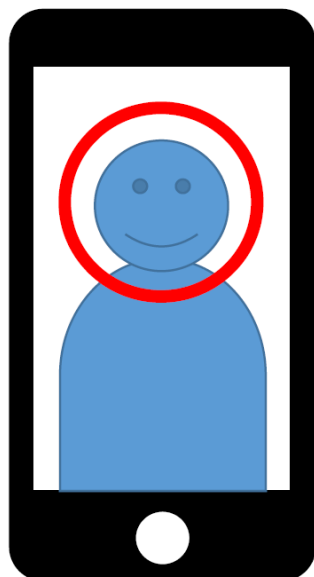
以降の図は、平成30年改正犯罪収益移転防止法施行規則（平成30年11月30日公布）に関する資料から引用
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/kaiseishiryo20181130.pdf>

第6条第1項第1号ホ

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法


(例)

本人の容貌の画像の送信



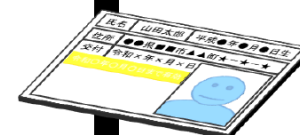
+

写真付き本人確認書類の画像の送信
(氏名、住居及び生年月日、写真並びに厚み
その他の特徴を確認できるもの)

氏名	山田太郎	平成●年●月●日生
住所	●●県●●市▲▲町★-★-★	
交付	令和×年×月×日	
	令和○年○月○日まで有効	

+

厚みその他の特徴

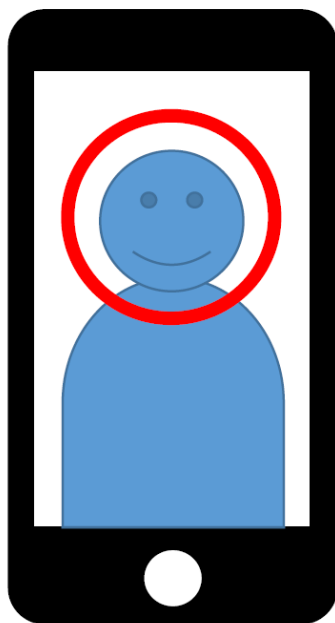


第6条第1項第1号へ

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

(例)


本人の容貌の画像の送信



+

写真付き本人確認書類のIC情報の送信
(氏名・住居・生年月日及び写真の情報)

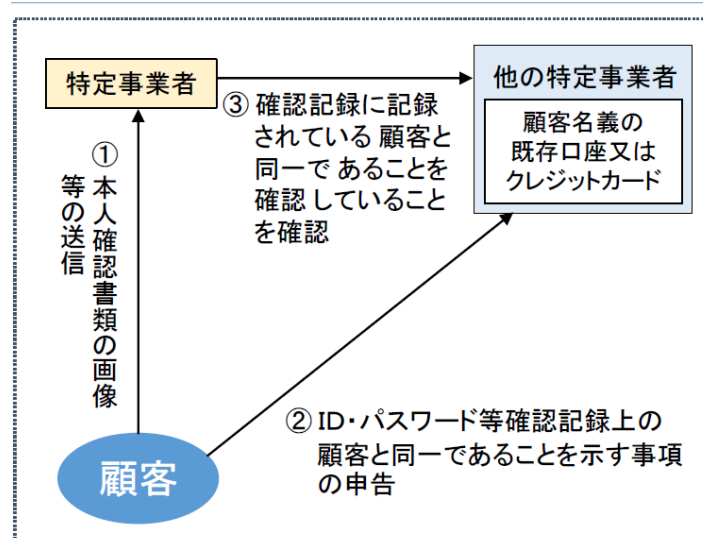


氏名	山田太郎	平成●年●月●日生
住所	●●県■市▲▲町★-★-★	
交付	令和×年×月×日	
	令和○年○月○日まで有効	
		ICチップ

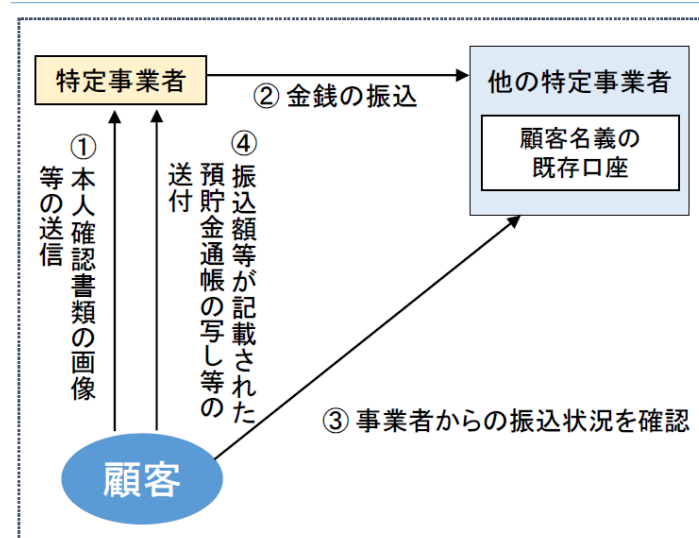
第6条第1項第1号ト

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受け、又は読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、下記に掲げる行為のいずれかを行う方法

- (1) 特定事業者が、他の特定事業者が顧客から顧客しか知りえない事項等の申告を受けることにより確認記録に記録されている顧客と同一であることを確認していることを確認すること

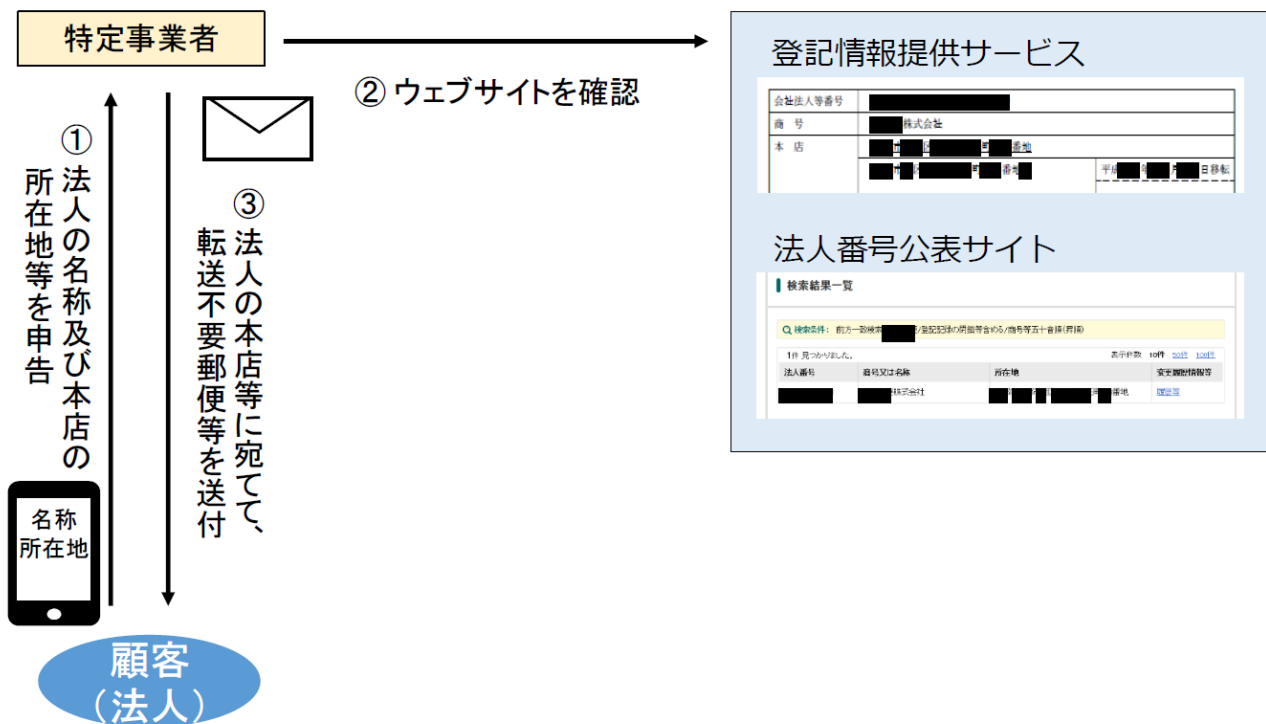


- (2) 特定事業者が、顧客の預貯金口座に金銭の振込みを行い、かつ、顧客から振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること



第 6 条 第 1 項 第 3 号 ロ ・ ハ

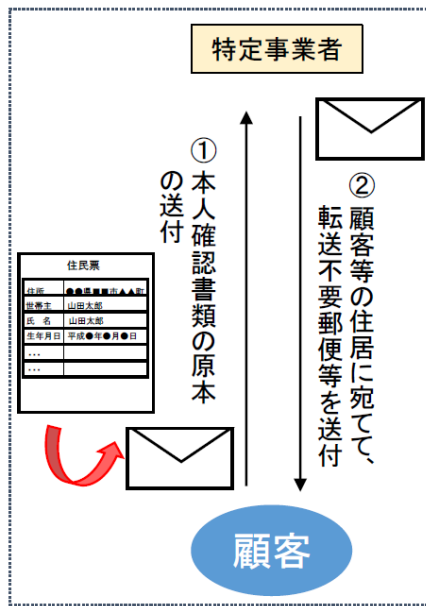
顧客等から、法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、一般社団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの登記情報の送信を受けたり、国税庁が運営する法人番号公表サイトで公表されている登記情報を確認したりする方法



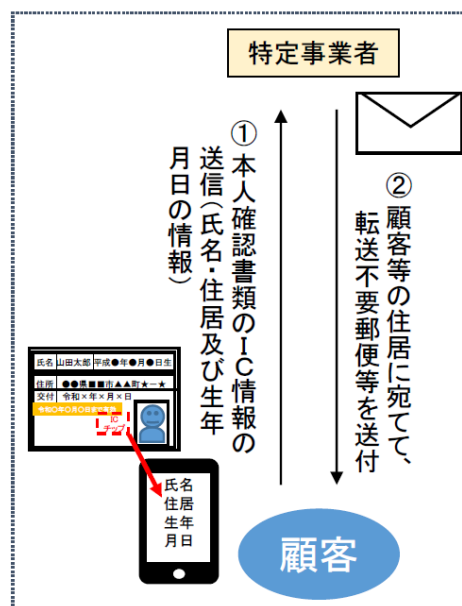
第6条第1項第1号チ

非対面取引において、下記に掲げる行為のいずれかの処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法

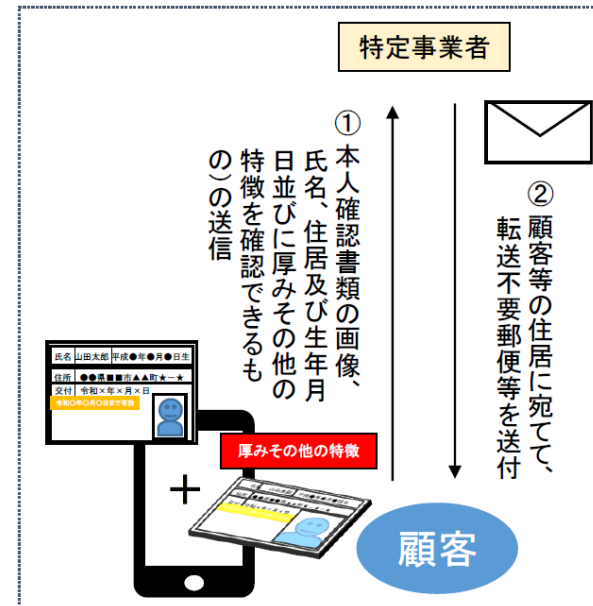
(1) 本人確認書類の原本の送付を受けること



(2) 本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること



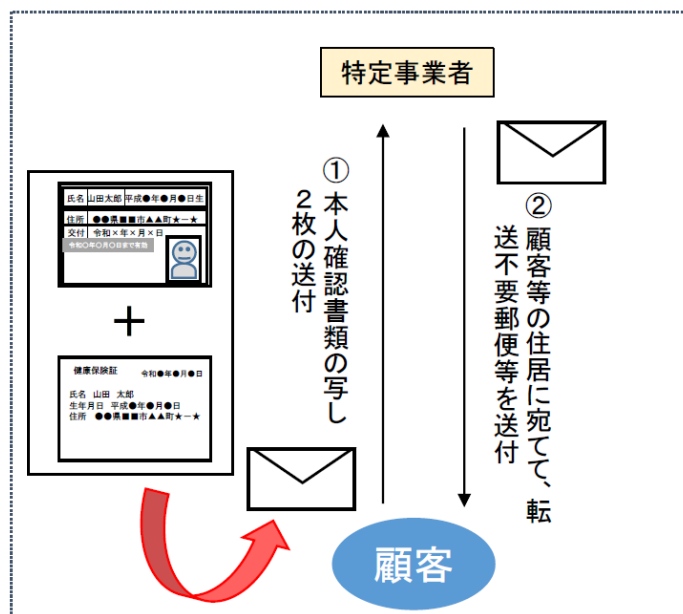
(3) 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けること



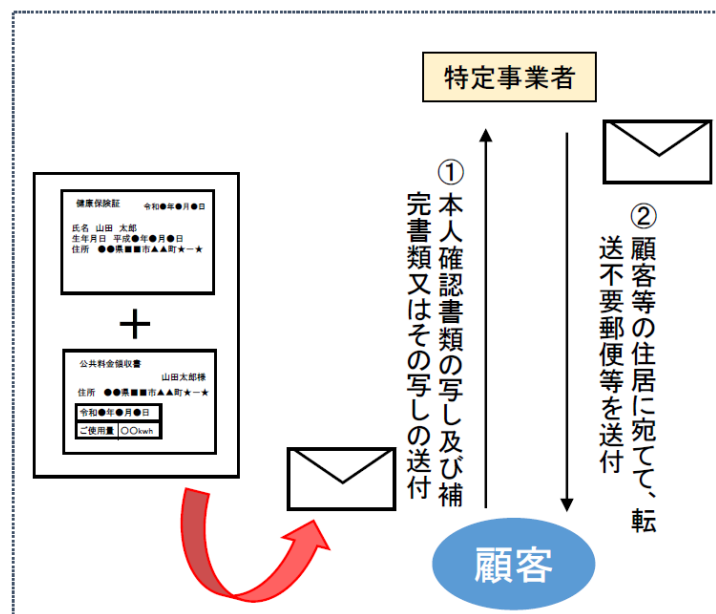
第6条第1項第1号リ

非対面取引において、下記に掲げる行為のいずれかの処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便物等を送付する方法

- (1) 本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）2枚の写しの送付を受けること



- (2) 本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）の写し及び補完書類（現在の住居の記載のあるもの）又はその写しの送付を受けること

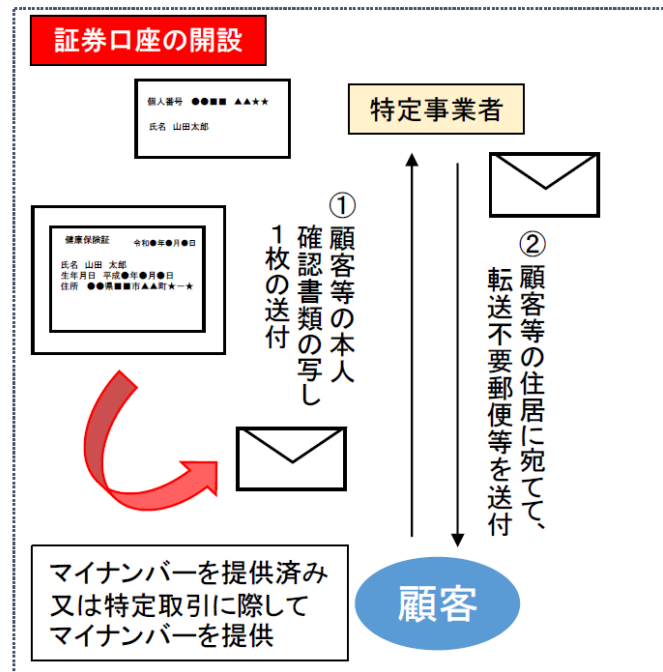
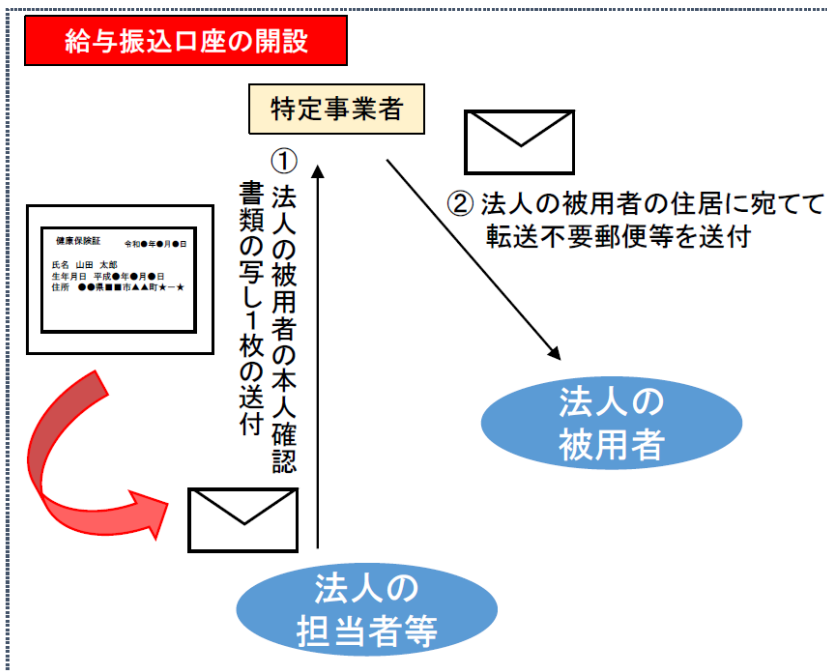


第6条第1項第1号又

非対面取引において、下記の取引を行う際に本人確認書類の写し1枚の送付を受けるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便物等を送付する方法。

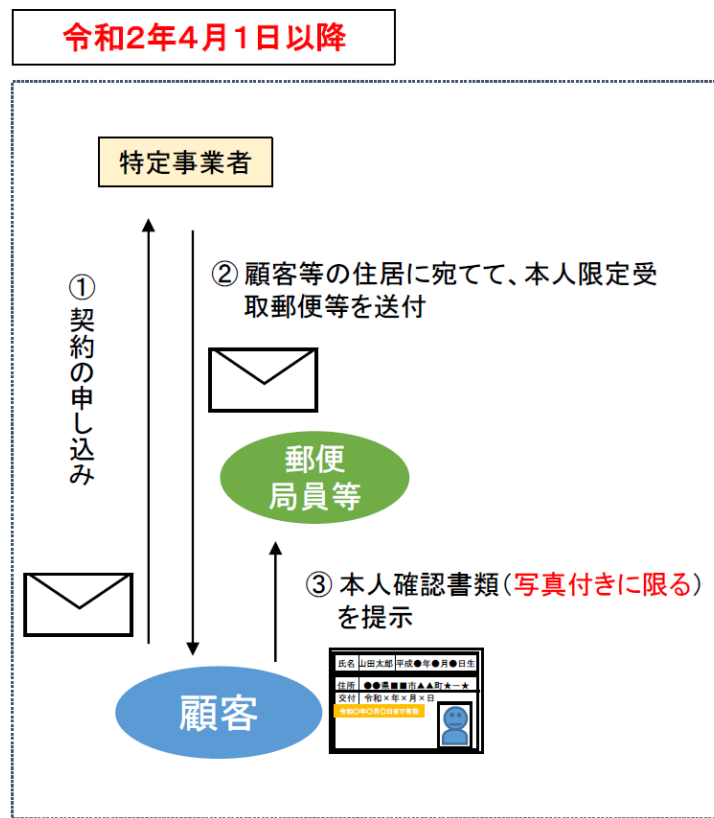
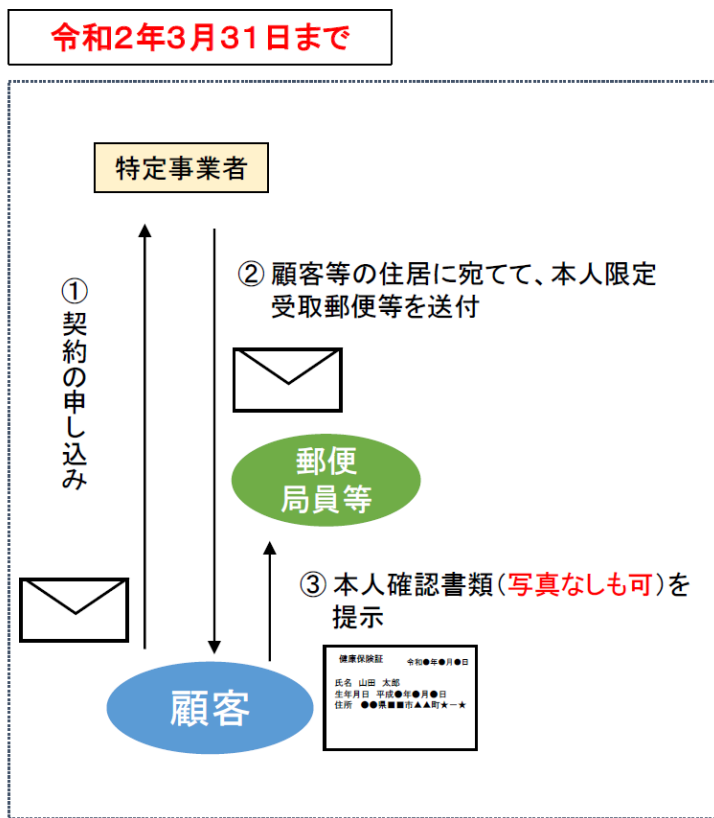
(1) 預貯金契約の締結を行う取引のうち、マネー・ローンダリング等の危険性が低いと認められる法人の被用者との間で行うもの

(2) 顧客等に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約のうち、個人番号の提供を受けているもの



第6条第1項第1号ル

本人限定受取郵便等を送付し、受取りの際に顧客等から写真付き本人確認書類の提示等を受ける方法



3.2. 国内金融機関事例 銀行

社名	犯収法の条項	身元確認用情報	SW ³
みずほ銀行	6条1項1号ホ +チ	自撮り顔写真+本人確認書類（厚みを含む）+本人限定受取郵便	○
ジャパンネット銀行	6条1項1号ホ	自撮り顔写真動画+本人確認書類	○
GMOあおぞらネット銀行	6条1項1号ホ ¹	自撮り顔写真動画+本人確認書類 ²	○
住信SBIネット銀行	6条1項1号ホ ¹	自撮り顔写真動画+本人確認書類 ²	○
セブン銀行	6条1項1号ホ ¹ +チ	自撮り顔写真+本人確認書類 ² +本人限定受取郵便	○
イオン銀行	6条1項1号ホ ¹ +チ	自撮り顔写真 ² +本人確認書類 ² +本人限定受取郵便	○
auじぶん銀行	6条1項1号ホ	自撮り顔写真+本人確認書類（顔写真、厚みを含む）	○
京都銀行	6条1項1号チ	本人確認書類+本人限定受取郵便	○
静岡銀行	6条1項1号チ	本人確認書類+本人限定受取郵便	○

1 本人確認書類の厚み等の特徴を確認している場合

2 撮影方法の詳細は不明

3 事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信

社名	参考URL
みずほ銀行	https://www.mizuhobank.co.jp/retail/products/account/untmenkyosho.html https://www.mizuhobank.co.jp/retail/mizuhoapp/kouza_mynumber/index.html
ジャパンネット銀行	https://www.japannetbank.co.jp/account/ordinary/index.html
GMOあおぞらネット銀行	https://gmo-aozora.com/priv/account/flow.html?flow_id=selfievideo
住信SBIネット銀行	https://www.netbk.co.jp/contents/account/online-kyc/
セブン銀行	https://www.sevenbank.co.jp/personal/account/
イオン銀行	https://www.aeonbank.co.jp/account/
auじぶん銀行	https://www.jibunbank.co.jp/account/app/ https://www.jibunbank.co.jp/account/appli_account/#flg-afterEntry
京都銀行	https://www.kyotobank.co.jp/app/appkaisetuz/
静岡銀行	https://www.shizuokabank.co.jp/personal/save/account/

3.3. 国内金融機関事例 証券

社名	犯収法の条項	身元確認用情報	SW ³
SBI VCTトレード (オンラインKYC)	6条1項1号ホ ¹	自撮り顔写真動画 + 本人確認書類 ²	○
マネックス証券	6条1項1号ホ ¹	自撮り顔写真 + 本人確認書類 ²	○
	6条1項1号ト	本人確認書類 + 他特定事業者での確認	○
外為オンライン	6条1項1号チ	本人確認書類 + 本人限定受取郵便	○
DMM.com証券	6条1項1号ホ	自撮り顔写真 + 本人確認書類 (顔写真、厚みを含む)	○
松井証券	6条1項1号チ	本人確認書類 + 本人限定受取郵便	○

1 本人確認書類の厚み等の特徴を確認している場合

2 撮影方法の詳細は不明

3 事業者提供のソフトウェアで身元確認用画像を送信

社名	参考URL
SBI VCTトレード (オンラインKYC)	https://www.sbivc.co.jp/support/registration/ekyc/
マネックス証券	https://info.monex.co.jp/account/flow.html
外為オンライン	https://www.gaitameonline.com/onlinen2.jsp https://www.gaitameonline.com/onlinemain.jsp
DMM.com証券	https://securities.dmm.com/ekyc/
松井証券	https://www.matsui.co.jp/apply/personal-account/

3.4. 国内事例 まとめ

欧州のモデル(Journey)に対して、犯収法の各方法を一覧化して比較した。

まず各方法の概要と銀行・証券の事例(表3A)をまとめ、次に身元確認方法(表3B、3C)をまとめ、最後に考察を述べた。

犯罪収益移転防止法 オンライン身元確認概要(表3A)

	条項	身元確認方法	銀行の事例	証券の事例
オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加	6条1項1号ホ	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報の送信を受ける方法	<ul style="list-style-type: none"> みずほ銀行 ジャパンネット銀行 GMOあおぞらネット銀行 住信SBIネット銀行 セブン銀行 イオン銀行 auじぶん銀行 	<ul style="list-style-type: none"> SBI VCTトレード(オンラインKYC) マネックス証券 DMM.com証券
	6条1項1号ハ	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法		
	6条1項1号ト	顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報の送信を受け、又は読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類に組み込まれ半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、下記に掲げる行為のいずれかを行う方法		<ul style="list-style-type: none"> マネックス証券
法人の本人特定事項の確認方法の追加	6条1項3号ロ・ハ	顧客等から、法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、一般社団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの送信を受けたり、国税庁が運営する法人番号公表サイトでされている登記情報を確認する方法		
非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正	6条1項1号チ	非対面取引において、下記に掲げる行為のいずれか処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法	<ul style="list-style-type: none"> みずほ銀行 セブン銀行 イオン銀行 京都銀行 静岡銀行 	<ul style="list-style-type: none"> マネックス証券 外為オンライン 松井証券
	6条1項1号リ	非対面取引において、下記に掲げる行為のいずれかの処置を講ずるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便物等を送付する方法		
	6条1項1号ヌ	非対面取引において、下記の取引を行う際に本人確認書類の写し1枚の送付を受けるとともに、顧客等の住居に宛てて、転送不要郵便等を送付する方法		
	6条1項1号ル	本人限定受取郵便等を送付し、受取りの際に顧客等から写真付き本人確認書類の提示等を受ける方法		

犯罪収益移転防止法 オンライン身元確認方法(表3B) JT2A

犯罪収益移転防止法	確認手段 ¹	本人顔画像/動画	写真付き本人確認書類 ² の画像	本人確認書類 ² の特徴(厚み等)	他の特定事業者が顧客を確認 ³	ICチップ内の情報を送信	郵送による確認	電子署名	手書き署名	その他
6条1項1号ホ	指定なし	○	○	○						
6条1項1号ハ	指定なし	○				○				
6条1項1号ト	(1)	指定なし	○		○					
	(2)	指定なし			○	○				
6条1項3号ロ・ハ	対象が法人のため、除外									
6条1項1号チ	(1)	—					○			本人確認書類の原本を送付
	(2)	指定なし				○	○			
	(3)	指定なし		○	○		○			
6条1項1号リ	(1)	—					○			本人確認書類の写し2枚を送付
	(2)	—					○			本人確認書類の写しと補完書類又は写しを送付
6条1項1号ヌ	—						○			被用者の法人からの本人確認書類の写しの送付
	—						○			本人確認書類の写しを送付
6条1項1号ル	—				○		○			本人限定受取郵便等の送付と本人確認書類の確認

1：本人顔画像/動画、本人確認書類の画像/特徴の確認手段

2：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（施行日：令和三年七月十九日）
第七条で定義されている書類

犯罪収益移転防止法 オンライン身元確認まとめ(表3C) JT2A

		オンライン	郵送
6条1項1号ホ		本人画像 + 書類画像	
6条1項1号ハ		本人画像 + IC情報	
6条1項1号ト	(1)	書類画像 + 銀行等に照会	
	(2)	書類画像 + 少額振込み確認	
6条1項1号チ	(1)		書類原本 + 転送不要郵便
	(2)	IC情報	+ 転送不要郵便
	(3)	書類画像	+ 転送不要郵便
6条1項1号リ	(1)		書類写し2種 + 転送不要郵便
	(2)		写し+補完書類 + 転送不要郵便
6条1項1号ヌ			マイナンバー関連書類 + 転送不要郵便
6条1項1号ル			本人限定郵便(局員目視確認)

※ 情報や方法の詳細は本文参照

情報

方法

- ◆ 本人確認書類の提出
本人確認書類（原本、写し、画像データ）の提出が不要なケースは、6条1項1号へととチのICチップ内の情報を送信するケースである。
- ◆ 本人顔画像/動画の有無
本人顔画像/動画の送付が身元確認プロセスにないケース（6条1項1号ホとへ以外）では、郵送による確認もしくは他の特定事業者が顧客を確認が求められている。
- ◆ 本人の確認手段
本人の確認手段について、具体的な手段の要求はない。また、本人自身を確認可能な条項は6条1項1号ホ、へ（本人顔画像/動画と、本人確認書類の写真を使った確認）と、6条1項1号ル（本人限定受取郵便時の本人確認書類と本人との照合）のみ。それ以外の条項は確認不可。
- ◆ 他の特定事業者の確認
6条1項1号ホ、へ、ト以外は転送不要郵便もしくは本人限定受取郵便での身元確認が求められている。
- ◆ オンライン身元確認事例
国内事例では6条1項1号ホ、チの採用がほとんどである。この結果から、「ICチップ内の情報送信」や「他の特定事業者（郵送以外）が顧客を確認」が身元確認手法で利用されていないことがわかる。

4. まとめ

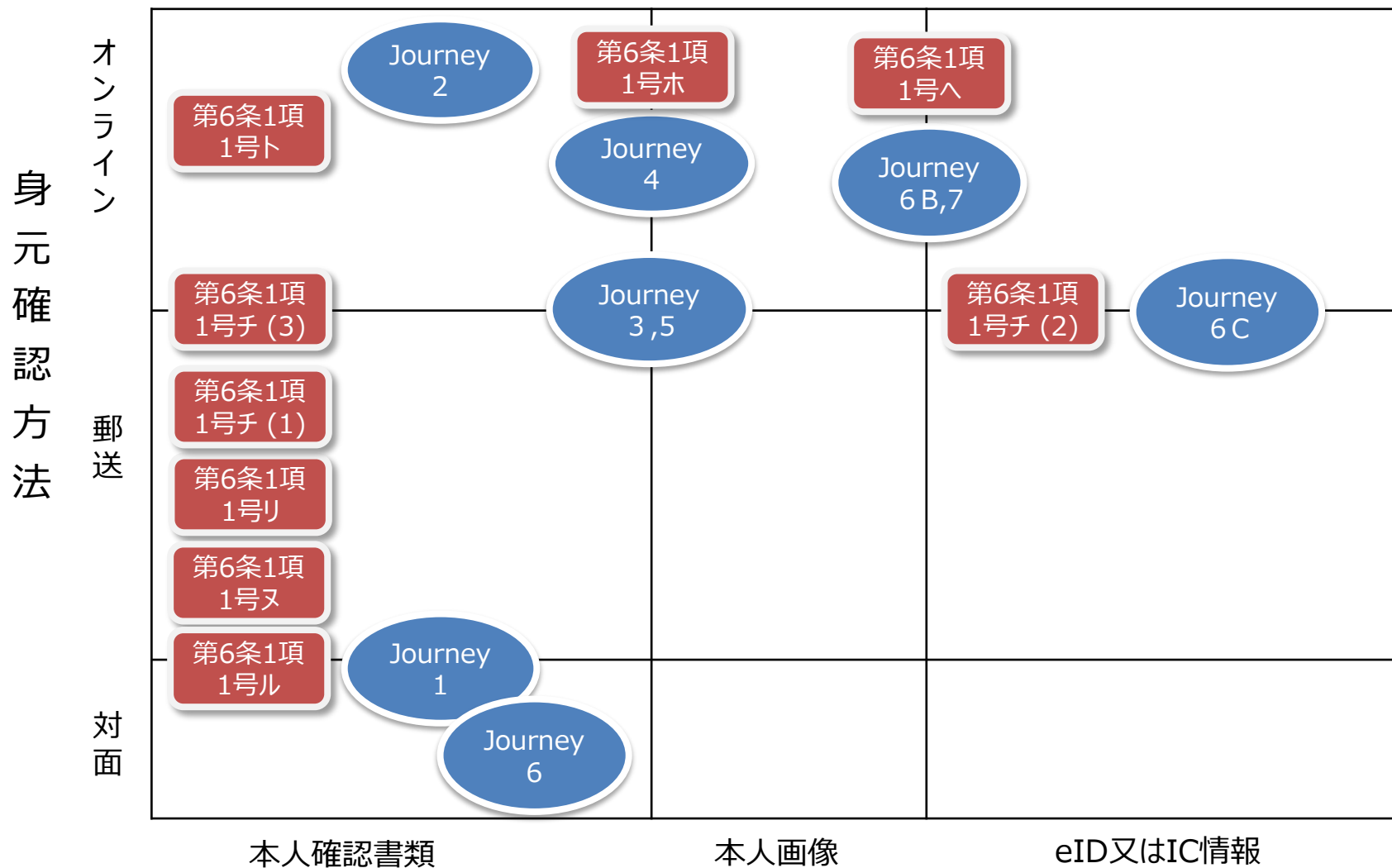
● 欧州事例

- ✓ 条件のない口座開設時の本人確認書類の提示は、本人確認書類の画像データもしくはコピーの提出、もしくは、eIDでの申請のいずれかにて実施。
- ✓ 本人性の確認は、本人顔画像/動画と本人確認書類の画像での認証、もしくは、契約書等への電子署名のいずれかで実施。
- ✓ 身元確認の確実性の確保の為、全てのJourneyにおいて、トラストサービスや国の外部データソース、郵送による確認等の他の事業者による確認を実施。

● 国内（犯罪収益移転防止法）

- ✓ 本人確認書類の提示が不要な条項はICチップ内の情報を送信する条項のみ。
- ✓ 本人性の確認は、本人顔画像/動画と本人確認書類の画像での認証、本人限定受取郵便時の本人確認書類と本人との照合が可能な条項があるが、本人の確認を行うことができない条項もあり。
- ✓ 転送不要郵便もしくは本人限定受取郵便による身元確認や、他の特定事業者による顧客確認を求めている条項があるが、一部条項で他の事業者による確認が不要な条項もあり。

◆身元確認で利用される情報と、身元確認方法



◆情報提示方法と主な確認手段

身元確認方法	オンライン	
	郵送	
	対面	

本人確認書類の郵送での提示

本人確認書類のオンラインでの提示

eID又はIC情報のオンラインでの提示

情報提示方法

- 欧州事例と犯罪収益移転防止法のオンライン身元確認方法の整理を行なった結果、身元確認方法で以下の差異が見られた。
 - ✓ 欧州事例では本人の照合が全てのケースで実施されているのに対し、国内では本人の照合を行わず、口座開設が可能な条項が存在。
 - ✓ 欧州事例では全てのケースで他の事業者による確認が実施されていたが、国内法では他の事業者による確認がなく、口座開設が可能な条項が存在。
- 以上の結果から、今後の方向性を示す。
 - ✓ 国内での商習慣や、ユーザビリティ等を考慮に入れた上で、可能であれば、身元確認の厳格性向上のため、本人の照合や、他の事業者による確認を口座開設時に求めること。
 - ✓ ICチップ内の情報を送信する条項があるが、本調査時では採用している機関は無かった。ICチップ内の情報利用については利用制限はないものの、ICチップ内の情報取得方法が一般には公開されていない等が原因と考えられる。欧州ではICチップ内の情報取得が可能なことに加え、ステータスチェックも可能な外部データソースがあり、利用しやすい環境が整えられている。国内でもICチップ内からの情報取得方法の公開に加え、利用環境を整備することが求められる。

新井 聡 NTTビジネスソリューションズ株式会社

漆寫 賢二 GMOグローバルサイン株式会社

小川 博久 株式会社三菱総合研究所

奥田 哲矢 NTT社会情報研究所

佐藤 雅史 セコム株式会社

杉崎 元 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会

西山 晃 社フューチャー・トラスト・ラボ

濱口 総志 株式会社コスモス・コーポレイション

政本 廣志 JNSA電子署名WG

宮崎 一哉 三菱電機株式会社

宮地 直人 有限会社ラング・エッジ

リーダー：山中 忠和 三菱電機株式会社